

県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援業務に係る プロポーザル説明書

1 業務委託の目的

質の高い雇用を確保するには、地域経済を支える中小企業に対し、新規事業の創出、既存事業の拡大・生産性向上などを牽引するプロフェッショナル人材は欠かせない存在となっている。

プロフェッショナル人材採用のためには、山口県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という）に登録している職業紹介事業者に対し、経営課題やその課題解決人材像等を具体的に記載した「企業情報シート」の提出が必要であるが、人材ニーズを適切に記載できない県内中小企業もあることから、県内中小企業に対して採用力向上支援を実施することにより、県内中小企業の発展を促進する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援業務
- (2) 業務内容 別添業務仕様書のとおり
- (3) 契約金額 10,824,550円（税込、上限額）
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和8年2月28日（金）まで

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次にかかげる要件に該当する者とする。

- (1) 日本標準産業分類表（令和5年7月改定）における以下の業を実施している者であること。ただし、公募開始から契約締結までの間、「山口県業務委託及び物品調達に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
 - 大分類R サービス業（他に分類されないもの）
 - 中分類91 職業紹介、労働者派遣業
- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項又は第33条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて、有料または無料の職業紹介事業を行っていること。

4 手続等

この手続きに関する事項は、下記のとおり

- (1) 担当窓口

〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設4階
公益財団法人 やまぐち産業振興財団 山口県プロフェッショナル人材
戦略拠点 担当：押川

E-Mail：oskw-m@yipf.or.jp

TEL：083-902-0045 FAX：083-902-9010

(2) 参加表明書の提出

この手続に参加される方は、令和7年5月23日（金）17時までに
参加表明書（様式1）をメールにより上記（1）まで提出し、その旨
連絡すること。

(3) 質問の受付及び回答

関係書類に関する疑義については、質問書（様式2）により受け付ける。

ア 提出方法 メールにより上記(1)まで提出し、その旨、電話連絡する
こと。

イ 提出期限 令和7年5月23日（金）17時まで

ウ 質問に対する回答は、参加表明書提出者全員に5月27日（火）を
目途に、メールにて連絡する。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類 ①企画書

※企画書には以下の点に関する提案を必ず記載すること。

- ・「企業情報シート」作成補助に係る具体的な支援内容
- ・重点支援企業に対するハンズオン支援の具体的な内容
（概ね20社選定）
- ・広告運用により可視化された求人ニーズのデータを基に
したフィードバックの方法等
- ・独自運用しているツールを活用した具体的な支援内容
- ・支援の実施体制

②見積書

※一般管理費に関する注意点

民間企業（一般社団法人、一般財団法人は含まない）
の場合であって、当該企業の社内規定等により受託する
個別事業に係る一般管理費の割合によって決定し
ている場合（これより低いものとしている場合を含む）
は、当該割合による一般管理経費の計上は可能とする
が、別途管理費を重複して計上しないこと。

③入手情報の適正管理を徹底し、中立性の確保を前提に優
位性を最大限活用する体制について

- ④情報セキュリティインシデント（情報の漏えいや改ざん、破壊・消失、電子メールの誤送信、情報システムの機能停止の事象など情報資産が損なわれる可能性がある状態及び可能性が具現化した状態）が発生した際の緊急連絡体制について。
- ⑤社内又は社外の複数の部署等と連携して事業推進する場合、それぞれの役割について明示したもの。
- ⑥会社概要（パンフレットでも可）

- イ 提出形式 原則、データ。やむを得ず紙資料を提出の場合は、6部。
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメールにより上記(1)まで提出し、その旨電話連絡すること。
- エ 提出期限 令和7年6月9日（月）17時まで ※必着
- オ 費用負担 提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

5 ヒアリング

提案者に対するヒアリングを令和7年6月中旬開催にて日程調整の上改めて通知する。

（提案者からのプレゼンテーション（15分程度）、質疑（10分程度））

6 審査委員会

プロポーザルの特定に係る審査は、県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援業務プロポーザル審査委員会において、審査基準に基づき行う。

7 提案者の審査及び委託候補者の特定

- (1) 提案書の審査は、次に定める評価項目について審査し、最高得点者を候補者として特定し、契約交渉をする。
- (2) 評価項目、配点

評価項目	配点
支援内容について （１）支援実施内容 （２）「企業情報シート」作成補助支援の具体的な方法 （３）重点支援企業への採用力向上支援の具体的な方法	40点
委託業務全体の管理運営及び推進体制について 業務の運営等に支障がない体制となっているか	5点

見積額の妥当性と合理性	5 点
合 計	50 点

8 契約の締結

ヒアリングを実施した者の中から、最優秀提案者を特定し、契約交渉を行う。契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。